



雲仙市農業委員会だより

平成25年3月発行



耕作放棄地を解消して、農地を守ろう!

お知らせ

農業委員会農地部会の開催は毎月初旬です

- ◎農地の売買・貸借・転用申請の受付締め切りは、毎月14日です。(14日が土・日・祝日のときは、翌開庁日となります。)
- ◎農地に関することは地元農業委員または農業委員会事務局へお尋ねください。

農地の貸借契約は、農業委員会を通して行いましょう!

法律に基づく手続きをしていない農地の貸し借りは、公に効力が無く、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。トラブルをさけるためにも、農地の貸借は、必ず農業委員会を通して行いましょう!

国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金

[愛称]

～しっかり積立て、がっちりサポート、安心で豊かな老後を～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金の特徴

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。
＜家族一人ひとりの年金を!今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。
(注:運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。)

☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在の価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

☆ 支払った保険料は、全額(1人当たり最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。
☆ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。
☆ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)
＜つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

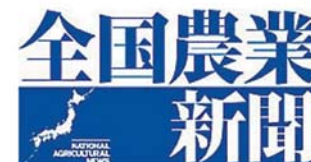
認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。
＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞

さらに詳細な農業者年金の内容及ご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金 検索



みなさんの購読のお申込みをお待ちしております。
— 全国農業新聞を購読してみませんか —
(毎週金曜日発行 購読料: 月600円【送料、税込み】)
全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。

●全国農業新聞を購読するには・・・「全国農業新聞」は、「農業委員会」で購読の申し込みを受け付けています。

農地の適正管理を…

近年、農業者の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増加しています。遊休農地は、病害虫の発生の原因や鳥獣被害の発生など周辺地域の営農環境への悪影響、用排水路施設の管理に支障をきたすおそれがあります。

農地については、所有者(耕作者)が適正に管理する義務があります。耕起または草刈りなどを行い、適正な管理をお願いします。

農地の納税猶予を受けている方へ

贈与税などの納税猶予を受けている農地については、耕作することを条件として納税猶予が適用されています。耕作を放棄され遊休農地がある場合は、納税猶予が打ち切りとなり贈与税などを納めるようになりますので必ず耕作されますようお願いいたします。

また、猶予対象農地に移動(転用・売買・貸し借りなど)があった場合なども同様に納税猶予が打ち切りとなる場合がありますのでご注意ください。

農地を相続したら届出が必要です

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届け出なければなりません。
- 届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると、10万円以下の過料に処せられます。

雲仙市賃借料情報

平成24年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっておりますので、農地の賃貸借契約をする際の目安として参考にしてください。

1 田(水稲)の部

(データ数101)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額
国見町全域	11,940円	23,243円	4,393円
瑞穂町全域	13,429円	24,682円	5,539円
吾妻町全域	17,727円	30,096円	8,130円
愛野町全域	22,607円	30,000円	15,174円
千々石町全域	12,659円	21,634円	7,820円
小浜町全域	7,855円	19,220円	1,455円
南串山町全域	15,385円	26,114円	4,655円
雲仙市	14,514円	30,096円	1,455円

2 畑(普通畑)の部

(データ数114)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額
国見町全域	12,025円	23,243円	4,525円
瑞穂町全域	12,686円	28,280円	7,930円
吾妻町全域	14,735円	19,854円	9,720円
愛野町全域	15,475円	20,000円	9,943円
千々石町全域	12,499円	20,111円	7,308円
小浜町全域	6,324円	13,519円	3,000円
南串山町全域	19,341円	29,069円	14,723円
雲仙市	13,297円	29,069円	3,000円

農地転用には許可が必要です!!

農地転用とは?

人為的に農地を農地以外のものにする。一般的に住宅等の建築、資材置場、道路、山林等の用地にすることです。

農地での転用行為

申請

- 農地の所有者が転用する場合
 - ・ 農地法第4条の許可が必要です。
- 農地を買ったり借りたりして転用する場合
 - ・ 農地法第5条の許可が必要です。

違反すると

- 厳しい罰則が科される場合があります。
 - ・ 工事の中止や現状回復命令がなされる場合があります。
 - ・ 3年以下の懲役又は300万円(法人は1億円)以下の罰金

太陽光パネルの設置についても、農地転用許可が必要です。

農業用施設の建築には届出が必要です

自己の所有する農地を農業振興のために転用する場合で、200平方メートル未満の農業用施設を作る場合は、農業用施設建築届を農業委員会に提出する必要があります。

※農業用施設：農機具収納施設、農産物貯蔵施設、堆肥舎など(進入路、犬走り等を含む)

注意事項!

- (1) 自分が所有する農地であっても転用する面積が200平方メートル以上の場合は、農地法第4条の申請をしていただきます。自分が所有する農地以外を農業用施設に転用する場合は、農地法第5条の申請が必要です。
- (2) 申請地が農用地区域内にある場合は、農用地利用計画の変更(用途区分の変更)を行う必要がありますので、事前に農林水産課(38-3111)にお尋ねください。

雲仙市農地流動化奨励事業

市内の農地の有効利用、利用権の設定の促進、遊休農地化の防止及び農業者の勤労意欲の向上を図るため、農地を借り受けた者に対して補助金を交付します。(1回限り)

なお、賃貸借契約の設定後5年以内に契約を解除した場合及び借受者が所有権を取得した場合、借受者が1年以上耕作しない場合など補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

○ 交付対象者	・ 市内在住者で農業を営む者又は市内に事務所を有する農業生産法人(同一世帯内、生産法人とその構成員との間で設定した場合を除く)
○ 設定要件	・ 農地法第3条第1項に基づく5年以上の賃貸借権の設定 ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく5年以上の賃貸借権の設定
○ 交付単価(10a当たり)	・ 新規契約 10,000円(10万円を限度とし、千円未満切捨て) ・ 再設定契約 5,000円(10万円を限度とし、千円未満切捨て)